

## 真岡市電気自動車等購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電気自動車等の普及を促進することで、温室効果ガス排出量の削減を図るため、予算の範囲内において真岡市電気自動車等購入費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 販売店 自動車を販売する店舗、事業所又は営業所をいう。

(2) 電気自動車等 次のいずれかに該当する自動車をいう。

ア 電気自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車

イ 燃料電池車 水素を燃料とし、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車

(3) 検査済自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。次号において「法」という。）第60条第1項の規定により、自動車検査証の交付を受けた4輪以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

(4) 初度登録 法第4条の規定による自動車登録ファイルに初めて登録すること（軽自動車にあつては、法第59条の規定による新規検

査を受けること)をいう。

- (5) デコ活宣言 2050年カーボンニュートラル実現に向け、日常生活で二酸化炭素を減らす省エネ家電の導入、脱炭素な移動、環境に配慮した製品の選択など「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を实践することの宣言（環境省が推進する「デコ活宣言」に登録）をいう。

（対象車両）

第3条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、電気自動車等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に掲げる補助対象車両であること。
- (2) 車両の外部に電源を供給できる機能を有し、又は外付けの給電装置を活用した車両の外部への電源供給が可能であること。
- (3) 令和8年4月1日以降に初年度登録された車両
- (4) 初度登録された日から起算して1年を超えない車両で、自動車検査証等に記載された登録年月日と初度登録年月日が同一であること。
- (5) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証等」という。）に記載された車両の所有者及び使用者の住所並びに使用の本拠の位置が市の区域内であること。
- (5) 市の区域内に存する販売店で購入された車両であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自家用として使用する目的で電気自動車等を購入し、当該車両に係る自動車検査証等に記載されている者であること。
- (2) 自動車検査証等の交付を受けた時点において本市の住民基本台帳に記録されている者であって、第7条の規定による補助金の交付の申請をする日において市の区域内に居住しているものであること。
- (3) 本人及び同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。
- (4) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (5) デコ活宣言を行ったこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象車両の購入及び登録に係る費用とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、電気自動車等1台当たり5万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、真岡市電気自動車購入費用補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象車両の自動車検査証等の写し
- (2) 補助対象車両の売買契約書の写し
- (3) 補助対象車両の購入代金の領収書の写しその他の申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し（割賦払いによる購入の場合は、その契約書等の写し）
- (4) 補助対象車両のカタログ又は仕様書

(5) 補助対象車両の保管場所の位置図

(6) 補助対象車両の保管場所において、自動車登録番号が確認できるように撮影した補助対象車両の写真

(7) デコ活宣言を行った旨がわかる書類の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、真岡市電気自動車購入費用補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条に規定する交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助金受給者」という。）は、真岡市電気自動車購入費用補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、市長は当該請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第10条 補助対象者は、第6条の規定による補助金の交付申請及び前条の規定による補助金の請求に係る事務手続き（以下「事務手続」という。）を、対象機器を販売する者に委任状により代行させることができる。

2 前項の規定により事務手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、誠意を持って事務手続を行うものとし、事務手続の代行を通じて得た補助対象者に関する情報は、個人情報保護に関する法律

(平成15年法律第57号)に従って慎重に取り扱うものとする。

- 3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により事務手続を行ったときは、当分の間、事務手続の代行を認めないことができるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金受給者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、取得した補助対象車両を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助金受給者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 補助金受給者は、前項に規定する命令を受けたときは、定められた期限内に補助金を市長に返納しなければならない。

(協力依頼)

第14条 市長は、補助金受給者に対し、市が取り組んでいる脱炭素や地球温暖化対策に関する取組等について調査等の協力を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。



様式第2号(第7条関係)

真岡市指令 第 号  
年 月 日

様

真岡市長

真岡市電気自動車等購入費補助金交付決定書

年 月 日付けで申請がありました、真岡市電気自動車等  
購入費補助金については、次のとおり決定しましたので、真岡市補助金  
等交付規則第5条の規定により通知します。

補助金決定額

円

様式第3号(第8条関係)

真岡市電気自動車等購入費補助金交付請求書

金 円

年 月 日真岡市指令 第 号で交付決定の通知があつた真岡市電気自動車等購入費補助金について、次のとおり交付されるよう真岡市補助金等交付規則第12条の規定により請求します。

年 月 日

真岡市長 様

請求者 住所

氏名 ⑩

振込口座	金融機関名	銀行(農協) 店(所)
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
添付書類	交付決定通知書の写し	